



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年3月31日火曜日 第2052号外2

◇ 目次 ◇  
条 例

愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例..... 1

規 則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則.....29

告 示

愛媛県県税賦課徴収条例の規定による自動車税及び自動車取得税の納税地の指定の一部改正.....30

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....30

## 条 例

### ○愛媛県条例第33号

愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成21年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正)

**第1条** 愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 賦課徴収</p> <p>第1節 普通税</p> <p>第1款～第6款 省略</p> <p><u>第7款 自動車取得税(第34条 第38条)</u></p> <p><u>第7款の2 軽油引取税(第39条 第41条の10)</u></p> <p>第8款～第11款 省略</p> <p>第2節 目的税</p> <p><u>第1款及び第2款 削除</u></p> <p>_____</p> <p>第3款 省略</p> <p>第3章～第5章 省略</p> <p>附則</p> <p>(県税として課する税目)</p> <p><b>第3条</b> 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 普通税</p> <p>県民税</p> <p>ゴルフ場利用税</p> <p><u>自動車取得税</u></p> <p><u>軽油引取税</u></p> <p>省略</p> <p>(2) 目的税</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>省略</p> <p>(納税地)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 賦課徴収</p> <p>第1節 普通税</p> <p>第1款～第6款 省略</p> <p><u>第7款 削除</u></p> <p>_____</p> <p>第8款～第11款 省略</p> <p>第2節 目的税</p> <p><u>第1款 自動車取得税(第59条の3 第59条の7)</u></p> <p><u>第2款 軽油引取税(第60条 第60条の11)</u></p> <p>第3款 省略</p> <p>第3章～第5章 省略</p> <p>附則</p> <p>(県税として課する税目)</p> <p><b>第3条</b> 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 普通税</p> <p>省略</p> <p>ゴルフ場利用税</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>省略</p> <p>(2) 目的税</p> <p><u>自動車取得税</u></p> <p><u>軽油引取税</u></p> <p>省略</p> <p>(納税地)</p>

第4条 県税の納税地は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(6) 省略

(7) 自動車取得税 自動車の主たる定置場の所在地

(8) 軽油引取税 法第144条第1項第3号に規定する特約業者（以下軽油引取税について「特約業者」という。）又は同項第2号に規定する元売業者（以下軽油引取税について「元売業者」という。）の県内の主たる事務所又は事業所の所在地（法第144条の2第4項の場合においては同項に規定する石油製品販売業者（以下軽油引取税について「石油製品販売業者」という。）の事業所の所在地、同条第5項の場合においては自動車の主たる定置場の所在地、同条第6項の場合においては特別徴収の義務が消滅した者の県内の主たる事務所又は事業所の所在地、法第144条の3第1項第3号及び第4号並びに法第144条の22第4項（法第144条の25第5項において準用する場合を含む。）の場合においては免税証の申請地、法第144条の3第1項第5号の場合においては軽油の製造をした者の事務所又は事業所の所在地、同項第6号の場合においては軽油の輸入をする者（関税法（昭和29年法律第61号）第67条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者をいう。第40条において同じ。）の事務所又は事業所の所在地、法第144条の4第2項の場合においては軽油の製造が行われた場所）。ただし、特約業者又は元売業者の県外の事務所又は事業所からの軽油の引取り（法第144条の22第4項（法第144条の25第5項において準用する場合を含む。）の規定により法第144条の2第1項に規定する引取りとみなされる場合を除く。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの（特約業者又は元売業者の県外の事務所又は事業所からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときの当該納入に係る軽油の引取りを含む。）があつた場合においては、当該軽油の主たる納地（石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては、当該納入に係る主たる事業所）の所在地

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

第4条 県税の納税地は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 自動車取得税 自動車の主たる定置場の所在地

(11) 軽油引取税 法第700条の2第1項第3号に規定する特約業者（以下軽油引取税について「特約業者」という。）又は同項第2号に規定する元売業者（以下軽油引取税について「元売業者」という。）の県内の主たる事務所又は事業所の所在地（法第700条の3第4項の場合においては同項に規定する石油製品販売業者（以下軽油引取税について「石油製品販売業者」という。）の事業所の所在地、同条第5項の場合においては自動車の主たる定置場の所在地、同条第6項の場合においては特別徴収の義務が消滅した者の県内の主たる事務所又は事業所の所在地、法第700条の4第1項第3号及び第4号の場合においては免税証の申請地、同項第5号の場合においては軽油の製造をした者の事務所又は事業所の所在地、同項第6号の場合においては軽油の輸入をする者（関税法（昭和29年法律第61号）第67条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者をいう。第60条の2において同じ。）の事務所又は事業所の所在地、法第700条の4の2第2項の場合においては軽油の製造が行われた場所）。ただし、特約業者又は元売業者の県外の事務所又は事

## (12) 省略

2 知事は、自動車取得税又は自動車税の賦課徴収上必要があると認めるときは、前項第7号又は第9号の規定にかかわらず、別に納税地を定めることができる。

(不動産取得税の納税義務者等)

**第19条 省略**

## 2～7 省略

8 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によつて管理する土地(以下この項において「保留地予定地等」という。)がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき、又は同日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令第36条の2の3に規定する日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

第7款 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

**第34条** 自動車取得税は、自動車(法第113条第1項の自動車をいう。以下自動車取得税について同じ。)の取得に対し、自動車の取得価額(法第118条第2項の規定により取得価額とみなされる額を含む。以下同じ。)を課税標準として、当該自動車の取得者に課する。

2 自動車の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を自動車の取得(法第113条第1項の自動車の取得をいう。以下この款及び第76条の3において同じ。)と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

4 自動車製造業者、自動車販売業者又は令第42条の2に規定する自動車の取得をした者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第5

業所からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの(特約業者又は元売業者の県外の事務所又は事業所からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときの当該納入に係る軽油の引取りを含む。)があつた場合においては、当該軽油の主たる納入地(石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては、当該納入に係る主たる事業所)の所在地

## (12) 省略

2 知事は、自動車税又は自動車取得税の賦課徴収上必要があると認めるときは、前項第7号又は第10号の規定にかかわらず、別に納税地を定めることができる。

(不動産取得税の納税義務者等)

**第19条 省略**

## 2～7 省略

8 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によつて管理する土地(以下この項において「保留地予定地等」という。)がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき、又は同日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令第36条の2の4に規定する日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

第7款 削除**第34条から第41条まで 削除**

項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。)以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合(当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。)においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第7条の規定による登録を受けたとき(当該登録前に第2項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。)、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき(同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。)又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

5 法施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

(自動車取得税の税率)

**第35条** 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

(自動車取得税の申告納付の期限)

**第36条** 自動車を取得した者がなすべき申告納付の期限は、次の各号に定める時又は日までとする。

- (1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時
- (2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)
- (3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)
- (4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

(自動車取得税の納付の方法)

**第37条** 自動車取得税の納税義務者は、申告に係る自動車取得税額を納付する場合(税額に合わせて延滞金額を納付する場合を含む。)には、申告書に県が発行する証紙をはつてしなければならない。ただし、知事が必要と認めた場合には、証紙をはることに代えて、自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額を、申告書に証紙代金収納計器によつて表示して、又は現金で納付することができる。

(自動車取得税の減免)

**第38条** 知事は、次の各号に掲げる自動車の取得に対しては、納税義務者の申請により、自動車取得税を減免することができる。

- (1) 取得した自動車とその取得後2月以内に天災その他の災害により滅失した場合における当該自動車の取得
- (2) 日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得

- (3) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）（以下「身体障害者等」と総称する。）、身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車（営業用を除く。）に係る当該身体障害者等の取得（当該身体障害者が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で必要と認められたもの
- (4) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車（営業用に限る。）の取得で必要と認められたもの
- (5) 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車の取得で必要と認められたもの
- (6) 前号に定めるものを除くほか、構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得（次号の規定の適用を受けるものを除く。）で必要と認められたもの
- (7) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人の自動車（身体若しくは精神に障害を有するため、又は高齢のため歩行が困難である者のために専ら使用されるものに限る。）の取得（第5号の規定の適用を受けるものを除く。）で必要と認められたもの
- (8) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車の取得で必要と認められたもの

#### 第7款の2 軽油引取税

（軽油引取税の納税義務者等）

**第39条** 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行つたものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前2項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が法第144条の2第3項に規定する燃料炭化水素油（以下この款において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（法第144条の32第1項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和32年法律第55号）第2条第1項に規定する揮発油（同法第6条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下この款において同じ。）が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、1気圧において温度15度で液状であるものを含む。以下この款において同じ。）の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前3項に規定する場合のほか、石油製品販売業

者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合には、その販売量（法第 144 条の32第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第 3 号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この款において同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、法第 144 条の32第 1 項第 4 号の規定により消費の承認を受け、又は同条第 6 項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で令第43条の2の規定によつて算定したものを課税標準として、その者に課する。

（軽油引取税のみならず課税）

**第40条** 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第 1 項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

- (1) 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- (2) 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- (3) 法第 144 条の 6 に規定する軽油の引取りを行つた者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡
- (4) 法第 144 条の 6 に規定する軽油の引取りを行つた者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- (5) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡

(6) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができるものと認められる炭化水素油で令第43条の3に規定するものを除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第1号又は第2号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

（軽油引取税の補完的納税義務）

**第41条** 法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、法第144条の4第1項に規定する納税義務者が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行つた者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

（軽油引取税の税率）

**第41条の2** 軽油引取税の税率は、1キロリットルにつき、15,000円とする。

（軽油引取税の徴収の方法）

**第41条の3** 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第39条第3項から第6項まで又は第40条の規定によつて軽油引取税を課する場合は申告納付の方法により、法第144条の22第4項（法第144条の25第5項において準用する場合を含む。）の規定によつて軽油引取税を課する場合は普通徴収の例による。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

**第41条の4** 元売業者及び特約業者は、前条ただし書に該当する場合を除き、軽油引取税についての特別徴収義務者とする。

2 前項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

3 知事は、第1項の特別徴収義務者が法第144条の15第1項の規定により行つた登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、その者の県内に所在する事務所又は事業所ごとに、法第144条の16第1項の証票を交付するものとする。

（登録特別徴収義務者の登録の消除）

**第41条の5** 知事は、法第144条の15第3項に規定する登録特別徴収義務者（以下この条及び第72条第2項において「登録特別徴収義務者」という。）から法第144条の15第3項の登録の消除の申請があつたとき、又は登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

2 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。

(1) 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなつたこと。

(2) 県内において1年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われていないこと。

3 知事は、登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

（軽油引取税の特別徴収及び申告納入）

**第41条の6** 軽油引取税の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの（当該特別徴収義務者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときの当該納入に係る軽油の引取りを含む。）があつたときは、軽油引取税を徴収しなければならない。

2 前項の規定によつて徴収すべき軽油引取税は、毎月分を取りまとめ、翌月末日までに申告納入しなければならない。

（軽油引取税の申告納付）

**第41条の7** 第39条第3項から第6項まで又は第40条の規定による軽油引取税の納税者は、第39条第3項から第5項まで又は第40条第1項第1号、第2号若しくは第5号に該当するものについては毎月分を取りまとめ翌月末日までに、第39条第6項に該当するものについては特別徴収義務の消滅した日の属する月の翌月末日までに、第40条第1項第3号又は第4号に該当するものについては当該消費又は譲渡をした日から30日以内に、同項第6号に該当するものについては当該軽油の輸入の時までに軽油引取税を申告納付しなければならない。

（免税軽油の引取り）

**第41条の8** 法第144条の21第1項に規定する免税軽油使用者（以下軽油引取税において「免税軽油使用者」という。）は、免税証に記載された販売業者から同項に規定する免税軽油（以下軽油引取税について「免税軽油」という。）の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

2 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。

（免税軽油の引取り等に係る報告の期限の特例）

**第41条の9** 法第144条の27第2項に規定する引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であることその他の特別の事情があると認められる免税軽油使用者証の交付を受けた者として規則で定める者についての同条第1項の報告書（以下この条において「報告書」という。）の提出の期限は、同項の規定にかかわらず、その者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた当該免税証に係る報告書の提出の期限のうち、その期限が当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までに到来するものに限り、当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の翌月末日（同日までに報告書を提出することが著しく困難であると知事が認めた場合にあつては、知事が定める日）とする。ただし、その者が当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の翌月末日の前日までに新たに免税証の交付を申請する場合で、この条の規定の適用がないものとした場合に同項の規定により当該申請の日までに報告すべき事項を記載した報告書を同日までに提出したときにおける当該報告書以外の報告書（当該申請により交付を受けた免税証（以下この条において「新免税証」という。）に係るものを除く。）の提出の期限は、その期限が同日の翌日から新免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までに到来するものに限り、新免税証に係る報告書の提出の期限の日とする。



(帳簿保存の義務)

**第41条の10** 軽油引取税の元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び法第144条の34第1項に規定する軽油製造業者等は、法第144条の36の規定による帳簿を当該年度経過後5年間保存しなければならない。

(自動車税の納税義務者等)

**第42条** 自動車税は、自動車(軽自動車の課税客体である自動車及び道路運送車両法 第3条の大型特殊自動車を除く。以下自動車税について同じ。)に対し、その所有者に課する。

2・3 省略

(自動車税の減免)

**第46条の2** 知事は、次の各号に掲げる自動車に対しては、納税義務者の申請により自動車税を減免することができる。

(1) 身体障害者等

が所有する自動車(営業用を除くものとし、身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者等、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。以下この号において同じ。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの(第80条第3項において「身体障害者等自動車」という。)のうち、必要と認めたもの(1台に限る。)

(2)・(3) 省略

2 省略

第1款及び第2款 削除

**第60条** 削除

(自動車税の納税義務者等)

**第42条** 自動車税は、自動車(軽自動車の課税客体である自動車及び道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の大型特殊自動車を除く。以下自動車税について同じ。)に対し、その所有者に課する。

2・3 省略

(自動車税の減免)

**第46条の2** 知事は、次の各号に掲げる自動車に対しては、納税義務者の申請により自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する自動車(営業用を除くものとし、身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。以下この号において同じ。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの(第80条第3項において「身体障害者等自動車」という。)のうち、必要と認めたもの(1台に限る。)

(2)・(3) 省略

2 省略

第1款 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

**第59条の3** 自動車取得税は、自動車の取得に対し、自動車の取得価額(法第699条の7第2項の規定により取得価額とみなされる額を含む。以下同じ。)を課税標準として、その自動車の取得者に課する。

2 自動車の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を自動車の取得と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

4 自動車製造業者、自動車販売業者又は令第55条の2に規定する自動車の取得をした者(以下本条において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合(当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。)においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、道路運送車両法第7条の規定による登録を受けたとき(当該登録前に第2項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。)同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき(同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。)又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当

該自動車の登録自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

5 法施行地外で自動車を取得した者が当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

(自動車取得税の税率)

**第59条の4** 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

(自動車取得税の申告納付の期限)

**第59条の5** 自動車を取得した者がなすべき申告納付の期限は、次の各号に定める時又は日までとする。

(1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

(2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)

(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)

(4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

(自動車取得税の納付の方法)

**第59条の6** 自動車取得税の納税義務者は、申告に係る自動車取得税額を納付する場合(税額にあわせて延滞金額を納付する場合を含む。)には、申告書に県が発行する証紙をはつてしなければならない。ただし、知事が必要と認めた場合には、証紙をはることに代えて、自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額を、申告書に証紙代金収納計器によつて表示して、又は現金で納付することができる。

(自動車取得税の減免)

**第59条の7** 知事は、次の各号に掲げる自動車の取得に対しては、納税義務者の申請により、自動車取得税を減免することができる。

(1) 取得した自動車とその取得後2月以内に天災その他の災害により滅失した場合における当該自動車の取得

(2) 日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得

(3) 身体障害者等、身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車(営業用を除く。)に係る当該身体障害者等の取得(当該身体障害者が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)で必要と認めたもの

(4) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車(営業用に限る。)の取得で必要と認めたもの

(5) 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認めら

れる自動車の取得で必要と認められたもの

- (6) 前号に定めるものを除くほか、構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得（次号の規定の適用を受けるものを除く。）で必要と認められたもの
- (7) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人の自動車（身体若しくは精神に障害を有するため、又は高齢のため歩行が困難である者のために専ら使用されるものに限る。）の取得（第5号の規定の適用を受けるものを除く。）で必要と認められたもの
- (8) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車の取得で必要と認められたもの

#### 第2款 軽油引取税

（軽油引取税の納税義務者等）

#### 第60条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り

（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行つたものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前2項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が法第700条の3第3項に規定する燃料炭化水素油（以下この款において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（法第700条の22の2第1項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和32年法律第55号）第2条第1項に規定する揮発油（同法第6条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前3項に規定する場合のほか、石油製品販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（法第700条の22の2第1項第1号若しくは第2号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下同じ。）が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、温度15度及び1気圧において液状のものを含む。以下同

じ。)を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。)  
 においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量(当該消費に係る炭化水素油(燃料炭化水素油にあつては、法第700条の22の2第1項第4号の規定により消費の承認を受け、又は同条第6項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。)に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合(特別徴収義務者が引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。)においては、その所有に係る軽油(引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項において同じ。)の数量(当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量)で令第56条の2の規定によつて算定したものを課税標準として、その者に課する。

(軽油引取税のみならず課税)

**第60条の2** 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

- (1) 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- (2) 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- (3) 法第700条の6各号に掲げる軽油の引取を行った者が他の者に当該引取に係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡
- (4) 法第700条の6各号に掲げる軽油の引取を行った者が当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため当該引取に係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- (5) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡
- (6) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油(自動車の内燃機関の用に供することができると認められる炭化水素油で令第56条の2の2に規定するものを除く。)を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第1号又は第2号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

(軽油引取税の補完的納税義務)

**第60条の2の2** 法第700条の22の2第1項第1号又は第2号の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、法第700条の4の2第1項に規定する納税義務者が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

( 軽油引取税の税率 )

**第60条の3** 軽油引取税の税率は、1キロリットルにつき、15,000円とする。

( 軽油引取税の徴収の方法 )

**第60条の4** 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第60条第3項から第6項まで又は第60条の2の規定によつて軽油引取税を課する場合は申告納付の方法により、法第700条の16第4項(法第700条の19第5項において準用する場合を含む。)の規定によつて軽油引取税を課する場合は普通徴収の例による。

( 軽油引取税の特別徴収義務者 )

**第60条の5** 元売業者及び特約業者は、前条ただし書に該当する場合を除き、軽油引取税についての特別徴収義務者とする。

2 前項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

3 知事は、第1項の特別徴収義務者が法第700条の11の2第1項の規定により行つた登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、その者の県内に所在する事務所又は事業所ごとに、法第700条の12第1項の証票を交付するものとする。

( 登録特別徴収義務者の登録の消除 )

**第60条の6** 知事は、法第700条の11の2第3項に規定する登録特別徴収義務者(以下この条及び第72条第2項において「登録特別徴収義務者」という。)から法第700条の11の2第2項の登録の消除の申請があつたとき、又は登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

2 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。

(1) 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなつたこと。

(2) 県内において1年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われていないこと。

3 知事は、登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

( 軽油引取税の特別徴収及び申告納入 )

**第60条の7** 軽油引取税の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの(当該特別徴収義務者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときの当該納入に係る軽油の引取りを含む。)があつたとき、軽油引取税を徴収しなければならない。

2 前項の規定によつて徴収すべき軽油引取税は、毎月分を取りまとめ翌月末日までに申告納入しなければならない。

( 軽油引取税の申告納付 )

**第60条の8** 第60条第3項から第6項まで又は第60条の2の規定による軽油引取税の納税者は、第60条第3項から第5項まで又は第60条の2第1項第1号、第2号若しくは第5号に該当するものについては毎月分を取りまとめ翌月末日までに、第60条第6項に該当するものについては特別徴収義務の消滅した月の翌月末日まで

に、第60条の2第1項第3号又は第4号に該当するものについては当該消費又は譲渡をした日から30日以内に、同項第6号に該当するものについては当該軽油の輸入の時までに軽油引取税を申告納付しなければならない。

( 免税軽油の引取 )

**第60条の9** 免税軽油の使用者は、免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取を行うものとする。ただし、船舶の使用者等が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取を行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取を行うことができる。

2 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取を行うときは、当該免税証に記名捺印しなければならない。

( 免税軽油の引取り等に係る報告の期限の特例 )

**第60条の10** 法第700条の20の2第2項に規定する引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であることその他の特別の事情があると認められる免税軽油使用者証の交付を受けた者として規則で定める者についての同条第1項の報告書(以下この条において「報告書」という。)の提出の期限は、同項の規定にかかわらず、その者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた当該免税証に係る報告書の提出の期限のうち、その期限が当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までに到来するものに限り、当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の翌月末日(同日までに報告書を提出することが著しく困難であると知事が認めた場合にあっては、知事が定める日)とする。ただし、その者が当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の翌月末日の前日までに新たに免税証の交付を申請する場合で、この条の規定の適用がないものとした場合に同項の規定により当該申請の日までに報告すべき事項を記載した報告書を同日までに提出したときにおける当該報告書以外の報告書(当該申請により交付を受けた免税証(以下この条において「新免税証」という。)に係るものを除く。)の提出の期限は、その期限が同日の翌日から新免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までに到来するものに限り、新免税証に係る報告書の提出の期限の日とする。

( 帳簿保存の義務 )

**第60条の11** 軽油引取税の元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び法第700条の22の4第1項に規定する軽油製造業者等は、法第700条の23の規定による帳簿を当該年度経過後5年間保存しなければならない。

( 軽油引取税の特別徴収義務者の登録申請等 )

**第72条** 第60条の5第1項の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した登録申請書を、第1号の場合には事業開始の日の5日前までに、第2号の場合には特別徴収義務者として指定された日の5日後までに、第3号の場合には軽油の納入の日の属する月の翌月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

(1)~(3) 省略

2 省略

(自動車取得税の徴収猶予の申告)

( 軽油引取税の特別徴収義務者の登録申請等 )

**第72条** 第41条の4第1項の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した登録申請書を、第1号の場合には事業開始の日の5日前までに、第2号の場合には特別徴収義務者として指定された日の5日後までに、第3号の場合には軽油の納入の日の属する月の翌月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

(1)~(3) 省略

2 省略

(自動車取得税の徴収猶予の申告)

**第76条の2** 法第125条第2項の規定により自動車取得税の徴収猶予を受けようとする者は、譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名(名称)、当該譲渡担保財産により担保される債権の弁済期日その他知事が必要と認める事項を記載した申告書に当該譲渡担保財産が6月以内に譲渡担保財産の設定者に移転することを証するに足る書類を添付して、法第122条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(自動車の取得報告)

**第76条の3** 自動車の取得者は、その取得価格が自動車取得税の免税点以下である場合においては、法第122条第2項に規定する報告書を第36条各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに知事に提出しなければならない。

(免税軽油以外の軽油を免税用途に供した場合における承認申請)

**第78条** 法第144条の31第4項又は第5項の規定による知事の承認を受けようとする免税軽油使用者は、免税軽油以外の軽油を免税用途に供した日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書に、当該事実を証するに足る書類を添付してこれを知事に提出しなければならない。

(1)~(6) 省略

2 省略

(県税の減免申請)

**第80条** 省略

2 省略

3 第38条第3号若しくは第4号又は第46条の2第1項第1号の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限前7日(賦課期日後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日)までに、申告納付の方法によつて徴収されるものにあつては第36条に規定する申告納付の期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては第74条第1項の規定による申告をする際(納付後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日までに)、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下この項において同じ。)、知事の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証を提示しなければならない。

(1)~(7) 省略

4 省略

(手数料)

**第84条** 次の各号に掲げる事務につき、当該各号に定める金額の手

**第76条の2** 法第699条の14第2項の規定により自動車取得税の徴収猶予を受けようとする者は、譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名(名称)、当該譲渡担保財産により担保される債権の弁済期日その他知事が必要と認める事項を記載した申告書に当該譲渡担保財産が6月以内に譲渡担保財産の設定者に移転することを証するに足る書類を添付して、法第699条の11第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(自動車の取得報告)

**第76条の3** 自動車の取得者は、その取得価格が自動車取得税の免税点以下である場合においては、法第699条の11第2項に規定する報告書を第59条の5各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに知事に提出しなければならない。

(免税軽油以外の軽油を免税用途に供した場合における承認申請)

**第78条** 法第700条の22第4項又は第5項の規定による知事の承認を受けようとする免税軽油使用者は、免税軽油以外の軽油を免税用途に供した日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書に、当該事実を証するに足る書類を添付してこれを知事に提出しなければならない。

(1)~(6) 省略

2 省略

(県税の減免申請)

**第80条** 省略

2 省略

3 第46条の2第1項第1号又は第59条の7第3号若しくは第4号の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限前7日(賦課期日後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日)までに、申告納付の方法によつて徴収されるものにあつては第59条の5に規定する申告納付の期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては第74条第1項の規定による申告をする際(納付後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日までに)、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下この項において同じ。)、知事の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証を提示しなければならない。

(1)~(7) 省略

4 省略

(手数料)

**第84条** 次の各号に掲げる事務につき、当該各号に定める金額の手

数料を徴収する。ただし、国又は地方公共団体の機関の請求に対して行う事務その他知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務については、手数料を徴収しない。

(1) 省略

(2) 法第 144 条の21第 2 項に規定する免税軽油使用者証の交付又は再交付 400 円

2・3 省略

#### 附 則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

#### 第10条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段 \_\_\_\_\_ 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 省略

3 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

#### 第12条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段 \_\_\_\_\_ 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合

数料を徴収する。ただし、国又は地方公共団体の機関の請求に対して行う事務その他知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務については、手数料を徴収しない。

(1) 省略

(2) 法第 700 条の15第 2 項に規定する免税軽油使用者証の交付又は再交付 400 円

2・3 省略

#### 附 則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

#### 第10条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項前段

\_\_\_\_\_, 第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項 \_\_\_\_\_ 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 省略

3 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成20年12月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

#### 第12条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項前段

\_\_\_\_\_, 第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項 \_\_\_\_\_ 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合







\_\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第1項に規定する条約適用利子等の額（租税条約実施特例法第3条の2の2第5項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

## (2) 省略

## 3・4 省略

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段\_\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに同項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額（租税条約実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

## (2) 省略

## 6 省略

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

**第20条** 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第19条の2の規定にかかわらず、100分の3とする。

**第22条** 省略

（自動車取得税の税率の特例）

**第22条の2** 法附則第12条の2の2第3項に規定する自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までにに行われたときに限り、第35条の規定にかかわらず、100分の5とする。

第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項\_\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第1項に規定する条約適用利子等の額（租税条約実施特例法第3条の2の2第5項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

## (2) 省略

## 3・4 省略

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項前段

\_\_\_\_\_、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項\_\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに同項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額（租税条約実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

## (2) 省略

## 6 省略

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

**第20条** 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第19条の2の規定にかかわらず、100分の3とする。

**第22条** 省略

- 2 第8項第1号若しくは第2号に掲げる軽油自動車又は法附則第12条の2の2第12項に規定する第1種省エネルギー自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（同条第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。
- 3 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。
- (1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が3.5トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第8項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。
- イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- ウ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。
- (2) 法附則第12条の2の2第13項に規定する第2種省エネルギー自動車
- 4 電気自動車（電気を動力源とする自動車であつて地方税法施行規則で定めるものをいう。）であつて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。
- 5 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車であつて地方税法施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）であつて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

- (1) 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの
- (2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令で定めるもの
- 6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.4を控除した率とする。
- 7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1.6（当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあつては、100分の2.7）を控除した率とする。
- (1) 車両総重量が3.5トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。
- イ 窒素酸化物の排出量が平成17年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 車両総重量が3.5トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成

17年電力併用重量車基準」という。)に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車であって新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得(前3項又は法附則第12条の2の2第12項若しくは第13項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の1)を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあつては100分の1(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の0.5)をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同省令で定めるもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同省令で定めるもの

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車であって地方税法施行規則で定めるもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同省令で定めるものに適合するもの

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

**第22条の3** 当分の間、第39条第3項に規定する揮発油には、租税特別措置法第88条の6の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

**第22条の4** 第41条の8及び第41条の9の規定は、法附則第12条の2の4第1項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第41条の8第1項中「法第144条の21第1項」とあるのは「法附則第12条の2の4第2項において準用する法第144条の21第1項」と、第41条の9中「法第144条の27第2項」とあるのは「法附則第12条の2の4第2項において準用する法第144条の27第2項」と読み替えるものとする。

2 法附則第12条の2の4第1項から第3項までの規定の適用がある場合における第4条第1項、第40条、第41条の3及び第78条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項第8号本文	法第144条の22第4項(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)	法第144条の22第4項(法附則第12条の2の4第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この号において同じ。)
第4条第1項第8号ただし書	法第144条の22第4項(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)	法第144条の22第4項又は法第144条の25第5項において準用する法第144条の22第4項
第40条第1項第3号及び第4号	法第144条の6	法第144条の6又は法附則第12条の2の4第1項
第40条第1項第4号	同条	これらの規定
第41条の3	法第144条の22第4項(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)	法第144条の22第4項(法附則第12条の2の4第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)
第78条第1項	法第144条の31第4項又は第5項	法第144条の31第4項又は第5項(法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。)

( 軽油引取税の税率の特例 )

**第22条の5** 平成30年3月31日までに第39条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第40条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第39条第6項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第41条の2の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、32,100円とする。

( 自動車税の税率の特例 )

**第23条** 省略

2 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律(第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。))が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」とい

( 自動車税の税率の特例 )

**第23条** 省略

2 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。))が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して令( )で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」とい

う。)に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次項において「排出ガス保安基準」という。)に定める窒素酸化物の値で同省令 \_\_\_\_\_ で定めるもの(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同省令で定めるものに対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

省略
----

3～5 省略

**第24条から第26条まで 削除**

う。)に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次項において「排出ガス保安基準」という。)に定める窒素酸化物の値で地方税法施行規則で定めるもの(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同省令で定めるものに対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

省略
----

3～5 省略

(自動車取得税の税率の特例)

**第24条** 自家用の自動車で軽自動車(道路運送車両法第3条にいう軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和49年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4の規定にかかわらず、100分の5とする。

2 電気を動力源とする自動車で地方税法施行規則で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

3 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量(以下この条において「車両総重量」という。)が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量



が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令で定めるもの

4 次に掲げる特定自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の地方税法施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、当該特定自動車バス、トラックその他の同省令で定めるものである場合にあつては100分の2.7を、当該特定自動車乗用車その他の同省令で定めるものである場合にあつては100分の1.8（当該取得が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の2）をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年特定軽量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ 前条第2項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年特定重量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

5 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車）をいう。以下この項において同じ。）の取得（第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が愛媛県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成20年愛媛県条例第42号）の施行の日の翌日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までにされた場合にあつては、100分

の1)を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあつては100分の1(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあつては、100分の0.5)をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同省令で定めるもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同省令で定めるもの

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車で地方税法施行規則で定めるもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同省令で定めるものに適合するもの

(軽油引取税の税率の特例)

第25条 昭和54年6月1日から平成5年11月30日までの間に第60条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第60条の2第1項各号の軽油の消費若しくは譲渡が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第60条第6項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第60条の3の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、24,300円とする。

2 平成5年12月1日から平成30年3月31日までの間に第60条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第60条の2第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第60条第6項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第60条の3の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、32,100円とする。

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

第26条 当分の間、第60条第3項に規定する揮発油には、租税特別措置法第88条の6の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成20年愛媛県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>附 則</b> (県民税に関する経過措置)</p> <p>4 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けべき地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第23条第1項第15号に規定する特定配当等(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の2第9項又</p>	<p><b>附 則</b> (県民税に関する経過措置)</p> <p>4 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けべき地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第23条第1項第15号に規定する特定配当等(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の2第9項又</p>

は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る新条例第13条第6項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

5 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に行われる新法第71条の51第2項に規定する対象譲渡等に係る新条例第13条第7項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

10 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第9条の2第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する県民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2に相当する額とする。

13 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に新法附則第35条の2の6第2項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(新法附則第35条の2の2第2項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第16条第1項の規定により新法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第18条第1項に規定するところにより計算した金額に対して課する県民税の所得割の額は、新条例附則第16条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)による改正後の地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)附則第3条第19項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額)の100分の1.2に相当する金額とする。

は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る新条例第13条第6項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

5 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われる新法第71条の51第2項に規定する対象譲渡等に係る新条例第13条第7項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

10 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第9条の2第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する県民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2に相当する金額

(2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 1万2,000円

イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の2に相当する金額

13 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に新法附則第35条の2の6第2項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(新法附則第35条の2の2第2項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第16条第1項の規定により新法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第18条第1項に規定するところにより計算した金額に対して課する県民税の所得割の額は、新条例附則第16条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額

\_\_\_\_\_に相当する金額とする。

(1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)附則第3条第22項第1号に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額をいう。以下この項において同じ。)が500万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.2に相当する金額

(2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 6万円

イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100分の2に相当する金額

15 平成21年 1月 1日から平成23年12月31日までの期間内に新条例附則第16条の 5 第 3 項に規定する県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の 5」とあるのは「100分の 3」と、「100分の 2」とあるのは「100分の 1 2」とする。

15 平成21年 1月 1日から平成22年12月31日までの期間内に新条例附則第16条の 5 第 3 項に規定する県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の 5」とあるのは「100分の 3」と、「100分の 2」とあるのは「100分の 1 2」とする。

(愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例の一部改正)

**第 3 条** 愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例(平成14年愛媛県条例第 8 号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(自動車取得税の課税免除)</p> <p><b>第 4 条</b> 特定非営利活動法人が、その行う特定非営利活動に係る事業の用に供するための自動車をその設立の日から 1 年以内に無償で取得し、かつ、当該自動車について当該期間内に道路運送車両法(昭和26年法律第 185 号)第13条の規定による移転登録又は同法第67条第 1 項の規定による自動車検査証の記入若しくは道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の 4 第 1 項の規定による軽自動車届出済証の記入(所有者又は使用者の変更によるものに限る。)がされたときは、当該自動車の取得に対する自動車取得税を課税しない。</p> <p><b>第 5 条</b> 省略</p>	<p><b>第 4 条</b> 省略</p> <p style="text-align: center;">(自動車取得税の課税免除)</p> <p><b>第 5 条</b> 特定非営利活動法人が、その行う特定非営利活動に係る事業の用に供するための自動車をその設立の日から 1 年以内に無償で取得し、かつ、当該自動車について当該期間内に道路運送車両法(昭和26年法律第 185 号)第13条の規定による移転登録又は同法第67条第 1 項の規定による自動車検査証の記入若しくは道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の 4 第 1 項の規定による軽自動車届出済証の記入(所有者又は使用者の変更によるものに限る。)がされたときは、当該自動車の取得に対する自動車取得税を課税しない。</p>

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

3 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第39条第 1 項若しくは第 2 項に規定する軽油の引取り、同条第 3 項の燃料炭化水素油の販売、同条第 4 項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第 5 項の炭化水素油の消費若しくは新条例第40条第 1 項各号(第 3 号又は第 4 号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第39条第 6 項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

4 施行日前に第 1 条の規定による改正前の愛媛県県税賦課徴収条例(以下「旧条例」という。)第60条第 1 項若しくは第 2 項に規定する軽油の引取り、同条第 3 項の燃料炭化水素油の販売、同条第 4 項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第 5 項の炭化水素油の消費若しくは旧条例第60条の 2 第 1 項各号(第 3 号又は第 4 号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第60条第 6 項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第72条第 1 項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第72条第 1 項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。

6 この条例の施行の際現にされている旧条例第60条の 6 第 1 項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請は、新条例第41条の

- 5 第 1 項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第60条の 5 第 3 項の規定により交付を受けている証票は、新条例第41条の 4 第 3 項の規定により交付を受けた証票とみなす。
- (愛媛県核燃料税条例の一部改正)
- 8 愛媛県核燃料税条例(平成20年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(納税地等)</p> <p><b>第12条</b> 核燃料税の賦課徴収に関する県税条例の適用については、                  「固定資産                  県税条例第 3 条第 1 号中「固定資産税」とあるのは 核燃料税                  税                  と、県税条例第 4 条第 1 項中「<u>(11)</u> 固定資産税 償却資産                  」                  の所在地」とあるのは 「<u>(11)</u> 固定資産税 償却資産の所在地                  の所在地」とあるのは <u>(11)の 2</u> 核燃料税 発電用原子炉の所在                  地」とあるのは「この                  地」                  条若しくは愛媛県核燃料税条例(平成20年愛媛県条例第54                  号)」とする。</p>	<p>(納税地等)</p> <p><b>第12条</b> 核燃料税の賦課徴収に関する県税条例の適用については、                  「固定資産                  県税条例第 3 条第 1 号中「固定資産税」とあるのは 核燃料税                  税                  と、県税条例第 4 条第 1 項中「<u>(9)</u> 固定資産税 償却資産                  」                  の所在地」とあるのは 「<u>(9)</u> 固定資産税 償却資産の所在地                  の所在地」とあるのは <u>(9)の 2</u> 核燃料税 発電用原子炉の所在                  地」とあるのは「この                  地」                  条若しくは愛媛県核燃料税条例(平成20年愛媛県条例第54                  号)」とする。</p>

**規 則**

○愛媛県規則第27号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則**

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(免税軽油の引取り等に係る報告の期限の特例が適用される者)</p> <p><b>第11条</b> 愛媛県県税賦課徴収条例第41条の 9 に規定する規則で定め                  る者は、免税軽油使用者証を提示して免税証の交付を受けた者の                  うち、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p><b>第10号様式</b>(第 1 条関係)</p> <p>1 ~ 3 省略</p> <p>4 (通知書兼不足金額等納額告知書)軽油引取税に係る分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>申 告 額</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>等</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 7</td> <td>省略</td> </tr> </table>	省略		申 告 額	省略	等	省略	備考	省略	5 ~ 7	省略	<p>(免税軽油の引取り等に係る報告の期限の特例が適用される者)</p> <p><b>第11条</b> 愛媛県県税賦課徴収条例第60条の10に規定する規則で定め                  る者は、免税軽油使用者証を提示して免税証の交付を受けた者の                  うち、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p><b>第10号様式</b>(第 1 条関係)</p> <p>1 ~ 3 省略</p> <p>4 (通知書兼不足金額等納額告知書)軽油引取税に係る分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>申 告 額</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>等</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 7</td> <td>省略</td> </tr> </table>	省略		申 告 額	省略	等	省略	備考	省略	5 ~ 7	省略
省略																					
申 告 額	省略																				
等	省略																				
備考	省略																				
5 ~ 7	省略																				
省略																					
申 告 額	省略																				
等	省略																				
備考	省略																				
5 ~ 7	省略																				

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第 474 号

愛媛県県税賦課徴収条例の規定による自動車税及び自動車取得税の納税地の指定(昭和43年 6月愛媛県告示第 611号)の一部を次のように改正し、平成21年 4月 1日から施行する。

平成21年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 証紙によつて徴収する自動車取得税</p> <p>道路運送車両法(昭和26年法律第 185号)第 7条若しくは第13条の規定による登録の申請地、同法第59条の規定による検査の申請地、同法第67条第 1項の規定による自動車検査証の記入の申請地、同法第97条の 3の規定による使用の届出地又は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の 4第 1項の規定による軽自動車届出済証の記入の申請地</p> <p>2 証紙徴収の方法によつて徴収する自動車税</p> <p>道路運送車両法 第 7条の規定による登録の申請地</p>	<p>1 証紙徴収の方法によつて徴収する自動車税</p> <p>道路運送車両法(昭和26年法律第 185号)第 7条の規定による登録の申請地</p> <p>2 証紙によつて徴収する自動車取得税</p> <p>道路運送車両法第 7条若しくは第13条の規定による登録の申請地、同法第59条の規定による検査の申請地、同法第67条第 1項の規定による自動車検査証の記入の申請地、同法第97条の 3の規定による使用の届出地又は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の 4第 1項の規定による軽自動車届出済証の記入の申請地</p>

訓 令

○愛媛県訓令第 6 号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第 4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第 2 (第 4条関係)						別表第 2 (第 4条関係)					
知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項						知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者					知 事	専決者	
				部 長	局 長					課 長	部 長
税 務	1 省 略					税 務	1 省 略				

課	2 地 方讓 与税 の調 定決 議に 関す る事 務	1 地方法人特別讓与税、地方揮発油讓与税、石油ガス讓与税、地方道路讓与税及び航空機燃料讓与税の調定決議				
	3 市 町村 交付 金等 に関 する 事務	1 省略				
		2 配当割の交付（法第71条の47第1項_____）				
		3 株式等讓渡所得割の交付（法第71条の67第1項_____）				
		4～7 省略				
8 自動車取得税の交付（法第143条第1項_____）						

課	2 地 方讓 与税 の調 定決 議に 関す る事 務	1 地方法人特別讓与税、地方道路讓与税、石油ガス讓与税_____及び航空機燃料讓与税の調定決議				
	3 市 町村 交付 金等 に関 する 事務	1 省略				
		2 配当割の交付（法第71条の47第1項、法附則第5条の3第2項）				
		3 株式等讓渡所得割の交付（法第71条の67第1項、法附則第35条の3の2第2項）				
		4～7 省略				
8 自動車取得税の交付（法第699条の32第1項）						

附 則

この訓令は、平成21年 4月 1日から施行する。